部活動の地域展開及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討委員会設置要綱

（令和５年６月１４日　教育長決裁）

（目的）

第１条　札幌市における部活動の地域展開及び持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の機会確保に向け、外部有識者から意見を聴取するため、「部活動の地域展開及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

（組織等）

第２条　検討委員会は、15名程度の委員で組織する。

２　委員は、有識者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、委嘱の日から１年までとする。ただし再任を妨げない。

２　委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第４条　検討委員会に委員長及び副委員長を各１名おき、委員の互選とする。

２　委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討委員会は、教育長が招集する。

２　検討委員会は、原則として公開とする。

３　検討委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を聴することができる。

４　検討委員会に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第１条第３号に定める「その他附属機関の委員」の報酬日額に準じるものとする。

（部会）

第６条　委員長が必要と認めたときは、検討委員会に部会を設置することができる。

２　部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。また、部会の議長は委員長が指名する。

３　部会の会議は、必要の都度、部会の議長が招集する。

（事務局）

第７条　検討委員会の庶務を行うため、事務局を札幌市教育委員会学校教育部学びのプロジェクト担当課に置く。

２　学校教育部長は事務局を総括する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

附　則
この要綱は、令和５年６月１４日から施行する。
附　則（令和８年９月３日一部改正）
この要綱は、令和８年９月３日から施行する。